

### 3. 手当・年金・共済制度



#### (1) 児童扶養手当

##### 対象者

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないか、父または母が重度の障害（国民年金法または厚生年金法1級相当）で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父または母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象となります。

また、児童が政令で定める程度の障害の状態の場合は、20歳未満までの対象となります。

##### 内 容(H29年度)

児童1人のとき……月額 42,330～9,990円 児童2人目の加算額……月額 10,000～5,000円

児童3人目以降の加算額(1人につき) 月額 6,000～3,000円を加算

※所得に応じて決定されます。

##### 必要書類等

認定請求書に、戸籍謄本や住民票などの添付のほか、支給要件により添付する書類が異なるので、下記の窓口にお問い合わせください。

#### (2) 特別児童扶養手当

##### 対象者

身体または精神に障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を監護する父または母もしくは父母にかわってその児童を養育しているかた。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を事由として年金を受給している場合、児童の保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

##### 内 容(H29年度)

1級(重度) 月額 51,450円

2級(中度) 月額 34,270円

※4か月分をまとめて4、8、11月の年3回の支払いとなります。

※手帳等級の基準とは異なります。

※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

##### 必要書類

①認定請求書(マイナンバーの記載あり) ②診断書(特別児童扶養手当用) ③障害者手帳(お持ちのかた) ④戸籍謄本 ⑤住民票(世帯全員のもの)の写し ⑥振込先口座申出書 ⑦印鑑ほか

##### ◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター1階

電話 43-7054 FAX 42-8532

### (3)障害児福祉手当

#### 対象者

身体又は精神に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童(概ね身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度又はこれらと同程度の疾病、精神障害を有するかた)。ただし、児童が施設に入所している場合、保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

#### 内 容(H29年度)

手当月額 14,580円

※3か月分をまとめて5、8、11、2月の年4回支払いとなります。

※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

#### 必要書類

①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(障害児福祉手当用) ④障害者手帳(お持ちのかた) ⑤児童名義の預金通帳の写し ⑥同意書・申出書 ⑦印鑑

※毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。また、住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したときは届出が必要になります。

### (4)特別障害者手当

#### 対象者

身体又は精神に著しく重度の障害が重複する場合、またはそれと同程度の障害の状態、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上のかた。

ただし、施設に入所しているかた、病院・診療所に3か月以上入院しているかた、本人又は扶養義務者の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

#### 内 容(H29年度)

手当月額 26,810円

※3か月分をまとめて5、8、11、2月の年4回支払い

※障害の状態に応じ有期認定となる場合があります。

必要書類 ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(特別障害者手当用) ④障害者手帳  
⑤本人名義の預金通帳の写し ⑥年金受給がわかる書類(年金証書、振込通知書等)  
⑦同意書・申出書 ⑧印鑑

#### 各種届出

毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。

住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したとき、入院が3か月を超えたときは届出が必要になります。

◆(3)(4)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532

## (5)障害基礎年金

### 対象者

国民年金加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日がある病気やケガで障害の状態になったかたで保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あるかた。ただし、初診日が平成29年4月1日前であって、初診日に65歳未満の場合は、特例として、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。

20歳未満のときに初診日があるかたが、障害の状態にあつて20歳に達したとき、又は20歳に達した後障害の状態となったとき。

### 障害の程度

1級:国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

2級:国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

※身体障害者手帳等の等級や基準とは異なります。

### 内 容(H29年度)

1級:年額 974,125円

2級:年額 779,300円

※所得制限があります。

※18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。詳細は、申請窓口へお問い合わせください。

※加算額 1人目・2人目(年額) 224,300円

3人目以降(年額) 74,800円

### 必要書類

- ①基礎年金番号通知又は年金手帳 ②裁定請求書 ③診断書 ④病歴状況申立書
- ⑤障害者手帳(お持ちのかた) ⑥戸籍謄本 ⑦預金通帳の写し ⑧印鑑 等

#### ◆(5)の申請・提出窓口

◎大館市保険課年金係

大館市字中城20 大館市役所1階

電話 43-7043 FAX 49-1198

## (6)障害厚生年金

### 対象者

障害の原因となった病気やケガの初診日において厚生年金の被保険者であったかたで障害基礎年金の同様な要件を満たしているかた。

障害の状態が2級に該当しない軽い程度のときは、3級の障害厚生年金に該当する場合があります。

### 内容

年金額は障害の程度及び報酬比例によって異なります。詳細は下記の年金事務所にご確認ください。

## (7)特別障害者給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者のかたについて、福祉的措置として創設。

国民年金に任意加入していなかった次の①または②のいずれかの期間に障害を負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級及び2級相当の障害の状態にあるかた(障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができるかたは対象外)

### 対象者

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金加入対象であった被用者の配偶者

### 内容支給額(H29年度)

- 1級・・・月 51,400円
- 2級・・・月 41,120円

#### ◆(6)(7)の申請・提出窓口

◎日本年金機構 鷹巣年金事務所

北秋田市花園町18-1

電話 0186(62)1490 FAX 0186(62)9429

## (8)秋田県心身障害者扶養保険共済制度

次に掲げる障害のあるかたを扶養している保護者が一定の掛金をかけることにより、保護者が死亡又は重度障害になった場合に、障害のあるかたに終身年金を支給します。保護者の加入時の年齢により掛金額は異なります。

### 障害のあるかたの範囲

- ・身体障害者手帳 1～3 級のかた
- ・療育手帳をお持ちのかた
- ・一定の精神疾患を有するかた(診断書が必要)



### 保護者の要件

- ・加入年度の 4 月 1 日時点の年齢が 65 歳未満であること
- ・特別の疾病又は障害がなく健康な状態であること

### 給付額

1口加入者 月額 20,000 円、2口加入者 月額 40,000 円

### 共済掛金

加入時の年齢	掛金月額	加入時の年齢	掛金月額
35 歳未満	9,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円		

### 掛金の減免

- 生活保護を受けている世帯に属する者 100%免除
- 市町村民税を課せられていない世帯に属する者 50%免除
- 市町村民税の所得割を課せられていない世帯に属する者 30%免除
- 継続して 25 年(2 口目及び昭和 61 年 4 月 1 日以降加入の場合は 1 口目は 20 年)以上加入し、かつ、65 歳以上に達した者※ 掛金免除(納入期間終了)

※65 歳以上に達した者とは、65 歳に達した日以後最初に到来する加入者となった日の年単位の応答日に達している者をいいます。

#### ◆(8)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2 階

電話 43-7052 FAX 42-8532